

## ■ガソリンのギフト券を島根県社会福祉協議会に贈呈しました！

12月12日、松江市内「いきいきプラザ島根」において島根県社会福祉協議会へガソリンのギフト券50枚を贈呈しました。

贈呈式では大賀理事長から、年の瀬を迎え石油価格高騰の折、社会福祉活動に活用していただきたくお贈りしますと挨拶があり、ガソリンギフト券の目録を島根県社会福祉協議会小林淳一会長に手渡しました。

小林会長からは、島根県石油協同組合は災害対応など多くの社会貢献をされていることに敬意を表します。いただいたガソリンギフト券は当会が各地域を回る事業活動に有効に使わせていただきます、とのお礼の言葉をいただきました。

ささやかではありますが、このガソリンギフト券が生活にお困りの方への支えになることを期待したいと思います。

ガソリンギフト券については、県内で134SSが取扱店登録をされていたことにより、本年度約6000枚の販売を行っています。今後一層認知度が高まり、販売が促進されるよう取り組んでいきたいと思います。

なお、写真のパネルは組合において作成したものです。イベント等で活用される際は貸出しますので事務局までお申し出ください。



目録を小林会長に贈呈する大賀理事長

## ■廃タイヤ回収事業 年内回収について！

年内の回収を依頼される給油所は、遅くとも江津・浜田・益田の組合員の方は12月20日(水)までに、その他の組合員の方は12月22日(金)までに回収依頼票を県石までFAXをお願いします。

回収業者も繁忙期に入っているため、締切日以降になりますと年内回収が難しくなりますので、早めの対応をお願いします。

複数給油所をお持ちの組合員の方は、この旨を各給油所へご連絡していただけますようお願いいたします。

## ■補助事業に係る実績報告書・請求書の提出期限について！

入換・撤去・漏えい防止工事・ベーパー回収計量機・洗車機・POS・タンクローリー・タブレット型給油許可システム・中核SSにおける自家発電設備の入換・土壌汚染検知検査の実績報告書及び支払請求書の組合提出期限を令和6年2月2日(金)としております。

工事・納車・検査終了後、早急に代金をお支払いいただき、領収書を添付して提出していただきますようお願いいたします。

(注)実績報告書の提出期限を過ぎると補助金が交付されないこともあります。余裕をもって手続きをお願いいたします。